ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(2月11日午前6時から3月1日午前6時まで有効)

	レベルA (警戒レベル) ベルB・C・D 以外 の す ベ て の 地 域。	レベルB (危険レベル) レスボス郡、ザキンソス郡、コザニ郡エオティア市、ビオティア市・タナグラ市、イリアリカアがラビダーキリア郡ピドノスア郡 ディルフィエス アポース アンドロス 市、エビア郡 ディルフィエス ニメサピエス市、レシムノ市	レベル C (高危険レベル) シラ市、ミコノス 市、パトラ市、アギ オス・ニコラオス 市、ハルキダ市、 アッティカ県	レベル D (危険レベル(大都 市圏) テサロニキ郡、ハ ルキディキ郡
マスク着用	・屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)			
夜出 *事動のるッをる例のよ 勤の康に、理移り目外外の康に、散と出外のは出	・午後9時から午前 5時までの間、原 則、外出禁止	・午後6時から午前5 時までの間、原則、 外出禁止	・午後6時から午前5時までの間、原則、外出禁止・アッティカ県は土日のみ午後6時から午前5時までの間、原則、外出禁止(平日は午後9時から午前5時までの間)。	・テサロニキ郡は土 日のみ午後6時から 午前5時までの間、 原則、外出禁止(年 前5時までの間)。 ・ハルキディキ郡に 平日土日ともに 日は年後 日は年後 日は年後 日は年後 日は年後 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は
郡外·県外 移動禁止	郡外への移動禁止		アッティカ県は県外、 他は市外への移動 禁止	郡外への移動禁止
集会、公 会べ交屋、 を を を を を の、私 い い た の い た の り 、 の り 、 の り り り り い り り り り り り り り り り り り り り	•禁止			

公機ション 共変・タク ・タク家 ・ 発点	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務				
	・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務				
	・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客 65%まで				
	・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は 人数制限の対象外。また、介助を要する者は付き添い1人まで可。				
	・バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外。				
が基準	・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(職場からの・職場への移動に かぎり、雇用主の証明書等が必要)				
	・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外				
	・フェリーは乗客 50%、	キャビン付きは 55%	まで		
	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務				
公共サー	・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務				
ビス(役場	訪問は緊急時のみ、かつ予約制				
等)	・テレカンファレンス、テレ面接				
	・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで				
	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務				
	・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務				
民間企業	・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)				
	・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで				
病院•診療	・付き添い・訪問者は1人まで				
所等	・予定手術等は 80%減少(緊急手術を除く)				
学校等教育機関(幼稚園・塾等を含む)	講じて登校による授業 ・執等はオンライン	・幼稚園、小学校は 感染対策を講じて 登校による授業・中学校、高校、塾 等はオンライン授業	・全ての教育機関(学校・塾等)の閉校・オンライン授業。但し、ミコノス市とシラ市の小学校、幼稚園は登校による授業が可	・幼稚園、小学校、中学校は感染対策を講じて登校による授業・高校、塾等はオンライン授業	
大学	・出頭による試験の禁止(一部例外あり)				
<u> </u>	1				

	・図書室等の運営禁止			
	・講演会等の禁止			
保育園等、 幼児教育 機関	・感染対策を講じて登校可(パトラ市、アギオス・ニコラオス市、ハルキダ市は閉校)			
バー、ナイ トクラブ等、 冠婚葬祭・ イベント会 場等	・営業禁止			
レストラン、 カフェ等飲 食店	・店内の営業は禁止(ホテルは、宿泊客に関してのみ可能) ・デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは可(ただし、テイクアウェイ等はそれ自体を理由として外出してはならない(他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため))。また、店の内外に客が留まることは禁止。			
食(一一パ屋薬料ス、ケン等局品一ニト、及店パマ、肉び	 ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保では2m以上の間隔を保では2m以上の間に1人まで1.5m 以上の間に1人まで1.5m 以上の間隔を保では2m 毎 ・25㎡毎に1人まで1時間は8時間は8時間での任意の時間での任意の時間で記されます。 ・空配は翌日午前1時まで 	・周囲と 1.5m 以上 の間隔を保つ(レジ 待ちの列では2m 以上の間隔)。 ・25㎡毎に1人まで	・周間ちの 1.5m (1.5m (1.5m) (1.5	・問問ちの ・ ・ 一 営前半7ま・ は土午意・ 時・ で 具品 (可) と 1.5の(22 の) ・ 大業7ま時で い営曜後の 配で パ電服内に に こ 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1

小シグ等店舗ピター	-25㎡毎に1人まで1.5mの時に1人まで1.5mの間に1.5mの間に2mの間に2mの間に2mの間に2mの時間は8時間を15mの任意の時間は8時間	・原衣籍 in ・み・支払・2・の待以・は間・3 時まの原衣籍 in side け 払い の	·営業禁止 ※但し、2月13日、 14日は花屋のみ午 前9時から午後5時 半まで営業可。Click away 又は Click inside で購入可	・Click away の ・支い ・以 ・男間・るる・は午時時・八は午時時のの ・ 支払い ・以 購入は 回申時 テ、前半間 ル関 ・ 大又 の間 時で分 のでは 口業時で ・ 一 は保 つ待内 等物間 キは午ほ で は は なっ で は ので ので は 口時かの ず時かの が は は かったり のでは コ は で で に で 以 郡 平後 意 郡 平後 意 は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 8の で 日 5の と は かったり で 日 5の と かったり で 日 5の と は かったり で 日 5の と かったり で 日 5の と は かったり で 日 5の と かったり に かったり で 日 5の と かったり で 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1
ライキ (朝	・周囲と 1.5m 以上の		・周囲と1.5m以上の 間隔を保つ ・店は互いに5m以 上の間隔を保ち、従 来の路上使用面積	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ ・店は互いに5m以上の間隔を保ち、従来の路上使用面積
フ1 イ (朝 市)	・店は互いに5m以上の間隔を保ち、従来の路上使用面積を拡大する。面積拡大が不可能なら、出店数は50%減少。		を拡大する。面積拡 大が不可能なら、出 店数は50%減少。 ・土日の営業禁止 (但し、アッティカは	を拡大する。面積拡大が不可能なら、出店数は50%減少。 ・土日は営業禁止(但し、テサロニキ郡

例外)

は例外)

			1	
理髪店、美容院、エステ等	・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、100㎡までは4人まで、100㎡は25㎡毎に1人ずつ追加・予約制・持合室は禁止・営業時間は任意で午前7時かり間	・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加・予約制・待合室は禁止・営業時間は任意を午前7時の間	•営業禁止	・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加・予約制・持合室は禁止・営業時間は任意で午前7時から午後8時半まで・土日は営業禁止
教会等、宗 教施設	・儀式等のための 集会、個人の礼拝 は可、施設内25㎡ に1人、かつ最大5 0人まで ・施設敷地外の行 進による儀式は禁 止	・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25㎡に1人、かつ最大9人まで ・施設敷地外の行進による儀式は禁止	・儀式等では一般人 の参加禁止 ・冠婚葬祭は9人ま で	・儀式等のための集 会、個人の礼拝、葬 儀等は、施設内は2 5㎡に1人、かつ最 大9人まで
遺跡、博物 館等	・屋外・室内施設共に営業禁止			
コンサー ト、演劇等 の公演	・禁止(無観客の放映は可)			
映画館(屋 外・室内含 む)	•営業禁止			
番組撮影、 映画等の 収録	・市民保護省からの許可が必要			
児童遊戯場(室内)、児童公園等	・営業禁止			
 スポーツ	・原則として競技、団体練習は禁止			
(競技、練	・屋外施設ではコーチを含む3人までのトレーニングのみ可			
習等)	・Super League、Basket League、Champions League & Europa League、国際競技は開催可(無観客)			
	•			

	・屋外スポーツ施設、公園等に留まることは禁止
	※下記追加的措置に掲載:
	https://gga.gov.gr/component/content/article/278-covid/2981-covid19-sports.
スポーツジ ム	•営業禁止
カンファレ ンス・博覧 会等	·禁止
動物園、植 物園	•営業禁止
スキー場、 キャンプ場	・営業禁止

【共通事項】

- 1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。
- 3 高齢者福祉施設に関しては、利用者の健康状態は毎日監視・報告される。従業員は、5日間以上の休暇から復帰する場合、勤務再開48時間前以内の PCR 検査受検義務を負う。
- 4 店舗等の営業時間には、準備や清掃等の時間は含まれない。
- 5 ビデオ等のレンタルショップ、バイクレンタル、タトゥー店等は営業禁止を継続。
- 6 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等は除く)。